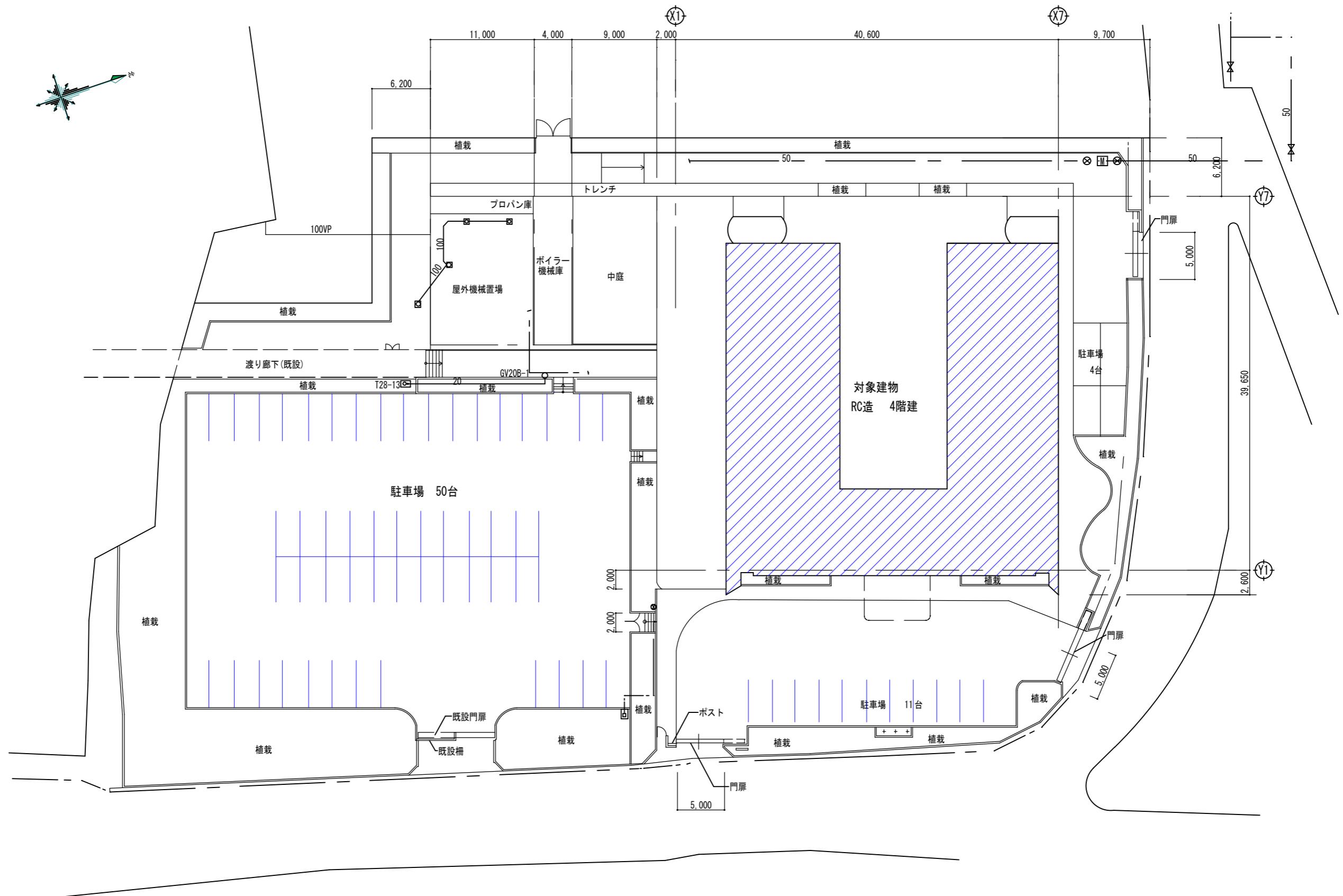


6 章 内 装 改 修 工 事	25 フリーアクセス フロア	(標準仕様) [表20.2.2] <table border="1"> <tr><td>施工箇所</td><td>仕上り高</td><td>耐震性能</td><td>耐荷重性能</td><td>表面仕上げ材</td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td>・3000N ・5000N</td><td>・帯電防止床タイル ・タイルカーペット</td></tr> </table> <p>スロープ及びボーダー ※製造所の標準仕様 ・図示</p>	施工箇所	仕上り高	耐震性能	耐荷重性能	表面仕上げ材				・3000N ・5000N	・帯電防止床タイル ・タイルカーペット	3 錆止め塗料塗り	塗料種別 鉄鋼面 ※A種() B種 仕上げE P-Gの場合 A種() ※B種 亜鉛めっき鋼面 ※A種 B種 仕上げE P-Gの場合 A種() ※C種	[7.3.2] [表7.3.1] [7.3.2] [表7.3.2] [7.3.3~4] [表7.3.3~4]	4 継手及び定着	鉄筋の継手方法 ・径D19mm以上の柱、梁の主筋はガス圧接、その他は重ね継手 ・重ね継手 継手位置 ※標仕各部配筋参考図による ・図示 定着長さ ※改標仕[表8.3.4]による ・図示	[8.3.4] [表8.3.3] [8.3.4] [表8.3.4] [8.3.4] [表8.3.4] [8.3.4] [表8.3.4] [8.3.4] [表8.3.4] [8.3.4] [表8.3.4] [8.3.4] [表8.3.4] [8.3.4] [表8.3.4] [8.3.4] [表8.3.4]					
施工箇所	仕上り高	耐震性能	耐荷重性能	表面仕上げ材																			
			・3000N ・5000N	・帯電防止床タイル ・タイルカーペット																			
26 可動間仕切	(標準仕様) [表20.2.3] <table border="1"> <tr><td>構造形式</td><td>ハサ部の総厚さ(mm)</td><td>表面材種 厚さ(mm)</td><td>表面仕上げ</td></tr> <tr><td>※パネル式</td><td></td><td>※鋼板 (※0.6 ~ 0.8)</td><td>※メラミン樹脂又は アクリル樹脂焼付け</td></tr> <tr><td>・スタッド式</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>・スタッドパネル式</td><td></td><td></td><td></td></tr> </table> <p>遮音性 ・あり() ・なし</p>	構造形式	ハサ部の総厚さ(mm)	表面材種 厚さ(mm)	表面仕上げ	※パネル式		※鋼板 (※0.6 ~ 0.8)	※メラミン樹脂又は アクリル樹脂焼付け	・スタッド式				・スタッドパネル式				4 合成樹脂調合 ペイント塗り(SOP)	塗り工法 下地の種類 塗料種類 塗り工法 木部 ※1種・2種 新規(屋外)※A種・B種 屋内 A種※B種) 塗替え(※B種・) 鉄鋼面 ※1種・2種 A種※B種 C種 亜鉛めっき面 ※1種・2種 ※改修標仕7.4.5による	[7.4.1~5] [表7.4.1~3]	5 帯筋組立の形	※各部配筋参考図1.1による ・図示	[8.3.4]
構造形式	ハサ部の総厚さ(mm)	表面材種 厚さ(mm)	表面仕上げ																				
※パネル式		※鋼板 (※0.6 ~ 0.8)	※メラミン樹脂又は アクリル樹脂焼付け																				
・スタッド式																							
・スタッドパネル式																							
27 移動間仕切り	操作方法 ・手動式 ・電動式 ・部分電動式 [標準仕様] [表20.2.4] パネル表面材 () 遮音性 () パネル及び圧着装置の操作方法 ()	6 耐候性塗料塗り(DP)	塗替えの場合の下地調整 RA種 ※RB種 RC種 塗り工法の種別 A種 ※B種	[7.2.5~6] [7.7.2] [表7.7.1]	6 壁の配筋及び補強	※標仕各部配筋参考図4節による ・図示	[8.3.7]																
28 トイレブース	パネル表面材 ※高圧メラミン樹脂系化粧板(アルミ製コナーエッジ付き) ・ポリエチル樹脂系化粧板(アルミ製コナーエッジ付き) 脚部 (ステンレス製) ※幅木タイプ ・脚金物タイプ	7 つや有合成樹脂 エマルション ペイント塗り(EP-G)	塗替えの場合の下地調整 RA種 ※RB種 RC種 ・鉄鋼面 工法は、表7.8.1 種別は新規はA種、塗替はB種) [7.8.2] [表7.8.1] ・亜鉛めっき面 工法は、表7.8.2 種別は新規はA種、塗替はB種) [7.8.3] [表7.8.2] 上塗種別 ・JISK5659(1級) ふっ素系樹脂塗料 ・JISK5659(2級) シリコン系樹脂塗料 ・JISK5659(3級) ポリウレタン系樹脂塗料 ・コンクリート面、押出成型セメント板面 [7.8.4] [表7.8.3] 工法は、表7.8.3 種別は(A-1種 A-2種 B-1種 B-2 C-1種 C-2種)	[7.2.2] [表7.2.1] ~ [7.2.7] [表7.2.7]	7 ガス圧接	圧接部の確認試験 ※超音波探傷試験 ・引張試験	[8.3.8]																
29 階段滑り止め	材種 ※ステンレス製ビニルタイヤ入り [標準仕様] [表20.2.6] 寸法 ※幅35mm 取付け工法 ※接着工法 埋込み工法 [標準仕様] [表20.2.8]	8 合成樹脂エマルション ペイント塗り(EP)	上塗種別 ・JISK5658 主要原料 ふっ素樹脂(1級) ・JISK5658 主要原料 シリコーン樹脂(2級) ・JISK5658 主要原料 ポリウレタン樹脂(3級)	[7.9.2~5] [表7.9.1~4]	8 コンクリートの材料	コンクリートの種類 気乾単位容積質量 種別 施工箇所 設計基準強度 F0 (N/mm ²) 気乾単位容積質量 (t/m ³)	[8.1.3~4] [8.9.1~2] [表8.9.1]																
30 黒板及びホワイトボード	種類 寸法(mm) 色彩 備考 ・黒板 ※ホーロー ・焼付け ・ホワイト ※ホーロー ボード	9 合成樹脂エマルション模様塗り 塗料塗り(EP-T)	既存塗膜 下地調整 種別 合成樹脂エマルション模様塗り ※RB種 ※A種 平滑な塗料塗り ※RB種 A種 B種 ・RC種 C-1種 C-2種	[7.10.2] [表7.10.1] [7.11.2] [表7.11.1]	9 コンクリートの材料	普通コンクリートの設計基準強度 設計基準強度 F0 (N/mm ²) 気乾単位容積質量 (t/m ³)	[8.2.5] [表8.2.3]																
31 ブラインド	既存再使用する(養生方法) [標準仕様] [表20.1.6] 新設する [標準仕様] [表20.12]	10 ウレタン樹脂 ワニス塗り(UC)	塗り工法の種別 A種 ※B種 C種 塗替えの場合のシーラー ※改修標仕7.9.2による 行わない	[7.9.2~5] [表7.9.1~4]	10 モルタル及びグラウト材	モルタル材 無収縮モルタル (圧縮強度 45N/mm ² 以上) 太平洋プレユーロックス(太平洋マテリアル) マスタークロ-540グラウト(BASFポリス) ノンシュリンクリートグラウト(ABC商会) デンカ プレタスコン TYPE-1(電気化学工業) 社団法人 公共建築協会の評価を受けているもの	[8.2.6] [8.2.12]																
32 ロールスクリーン	材種・品質 (防炎性能) [標準仕様] [表20.2.13] 操作方法 (チーン式)	11 オイルスティーン塗り(OS)	柱底等の均しモルタル 無収縮モルタル モルタル 太平洋プレユーロックス(太平洋マテリアル) マスタークロ-870グラウト(BASFポリス) ノンシュリンクリートグラウト(ABC商会) デンカ プレタスコン TYPE-1(電気化学工業) 社団法人 公共建築協会の評価を受けているもの	[8.1.1~3]	11 無筋コンクリート	種類 設計基準強度 F0 (N/mm ²) スランプ(cm) 粗骨材の最大寸法 適用箇所																	
33 カーテン	既存再使用する(養生方法) [標準仕様] [表20.1.6] 新設する [標準仕様] [表20.14]	12 木材保護塗料塗り(WP)	塗り工法の種別 A種 ※B種 塗料の種別 1液形 2液形 木部 工法は改修標仕表7.13.1による	[7.10.2] [表7.10.1] [7.11.2] [表7.11.1]	12 調合管理強度	構造体強度補正値(S) (普通ポルトランドセメント) 打設期間 準正値(N/mm ²) 備考	[8.2.5] [表8.2.4]																
7 章 塗 装 改 修 工 事	34 点検口	天井点検口 ※アルミニウム製(※額縁タイプ 目地タイプ) 床点検口 ※アルミニウム製 ステンレス製 受け枠()	13 コンクリートの試験	既存塗膜 下地調整 種別 合成樹脂エマルション模様塗り ※RB種 ※A種 平滑な塗料塗り ※RB種 A種 B種 ・RC種 C-1種 C-2種	[7.12.2] [表7.12.1]	14 型枠	打ち放し仕上げの種別 種別 施工箇所	[8.1.4]															
	35 流し台ユニット	種類 寸法 適用内容 規格・品質等 流し台 ※1200 ~ 1500 トランク付 コンロ台 ※600 ~ 700 パックガード付	1 鉄筋の種類	既存塗膜 下地調整 種別 合成樹脂エマルション模様塗り ※RB種 ※A種 平滑な塗料塗り ※RB種 A種 B種 ・RC種 C-1種 C-2種	[8.2.1] [表8.2.1]	15 型枠	既存モルタル下地面等のひび割れ部の補修 行ない 行う(補修範囲及び補修方法は図示) 20~50m ³ の場合は任意の一車より試料を採取し、各3個供試を作成する。 50m ³ 以上は改修標仕8.8.3による。	[8.2.2~3]															
	1 材料一般	屋内の壁及び天井の塗装仕上げは、防火材料とする。 次の箇所を除き防火材料とする。()	2 溶接金網	既存塗膜 下地調整 種別 合成樹脂エマルション模様塗り ※RB種 ※A種 平滑な塗料塗り ※RB種 A種 B種 ・RC種 C-1種 C-2種	[8.2.1] [表8.2.1]	16 型枠	外部に面するコンクリート打ち放し仕上げの打増し 20 ※図示	[8.7.8]															
	2 下地調整	RB種の場合の既存塗膜の除去範囲 [標準仕様] [表7.2.1] 下地調整 [表7.2.1~7]	3 鉄筋の材料試験	既存モルタル下地面等のひび割れ部の補修 行ない 行う(補修範囲及び補修方法は図示) ※JIS規格品については径の異なるごとに1t未満の場合は規格証明書の提出を省略することができる。	[8.2.2] [表8.2.2]	17 型枠																	
	3 下地調整	下地面の種類 下地調整の種別 備考 木部 RA種 ※RB種 RC種 新規はRA種(不透明塗り) 鉄鋼面 RA種 ※RB種 RC種 新規はRA種 亜鉛めっき面 RA種 ※RB種 RC種 新規鋼製建具はRC種 モルタル、プラスチック面 RA種 ※RB種 RC種 ゴムクリート及びALCパネル面 RA種 ※RB種 RC種 新規はRA種 せっこうボード、その他ボード面 RA種 ※RB種 RC種 新規せっこうボードで目地処理(縫合処理)工法はRA種	4 鉄筋の種類	種類の記号 径 SD295A ※D16以下 SD345 ※D19以上	[8.2.3]	18 型枠																	
	4 下地調整	既存モルタル下地面等のひび割れ部の補修 行ない 行う(補修範囲及び補修方法は図示)	5 鉄筋の種類	種類の記号 径 SD295A ※D16以下 SD345 ※D19以上	[8.2.3]	19 型枠																	
	5 下地調整		6 鉄筋の種類	種類の記号 径 SD295A ※D16以下 SD345 ※D19以上	[8.2.3]	20 型枠																	
	6 下地調整		7 鉄筋の種類	種類の記号 径 SD295A ※D16以下 SD345 ※D19以上	[8.2.3]	21 型枠																	
	7 下地調整		8 鉄筋の種類	種類の記号 径 SD295A ※D16以下 SD345 ※D19以上	[8.2.3]	22 型枠																	
	8 下地調整		9 鉄筋の種類	種類の記号 径 SD295A ※D16以下 SD345 ※D19以上	[8.2.3]	23 型枠																	

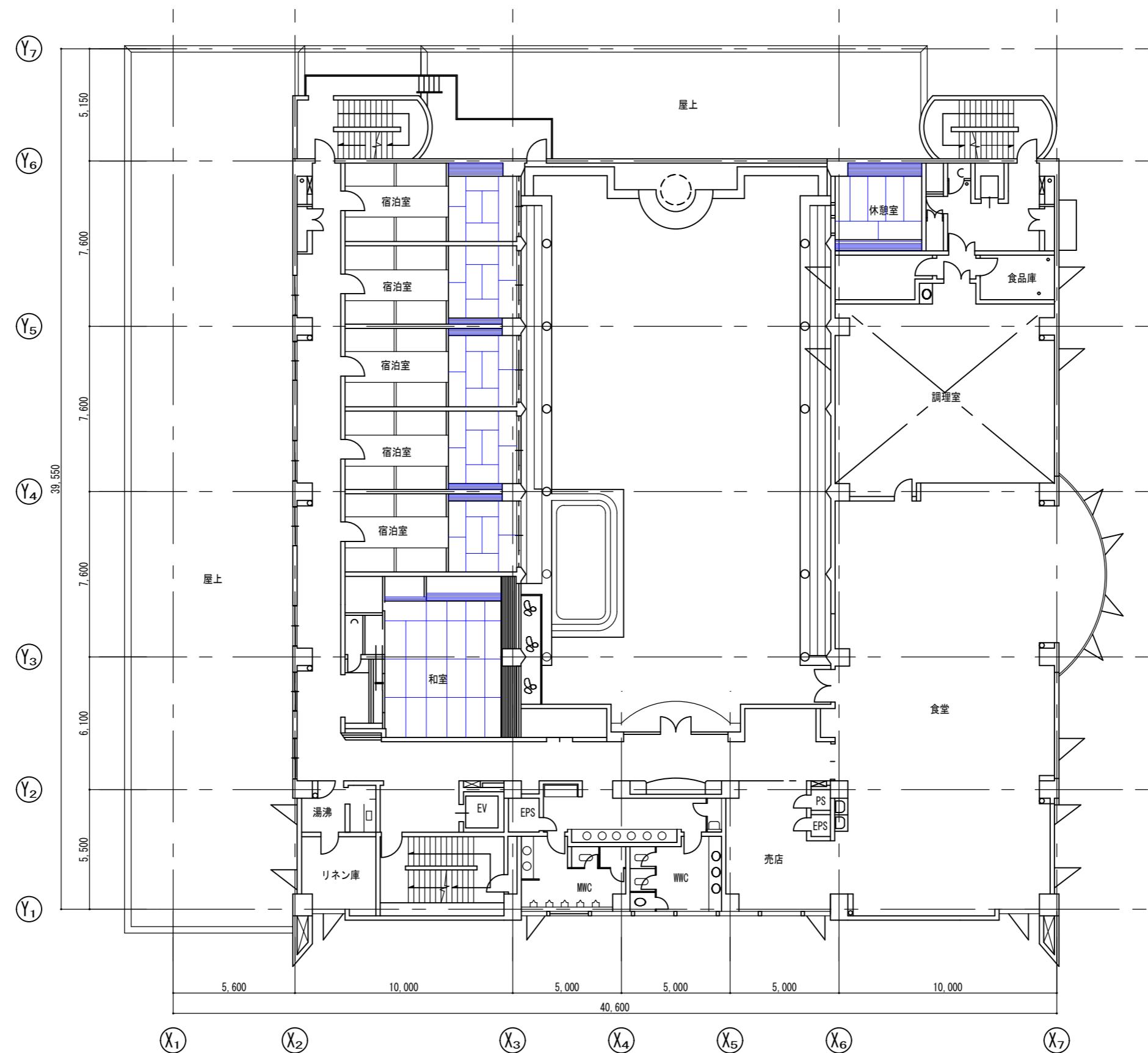
<p>個人情報取扱注意事項</p> <p>個人情報の取り扱いに関する事項 この契約による業務を行うに当たり個人情報（特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報をいう）を含む。）を取り扱う場合においては、下記条文を遵守すること。</p> <p>（基本事項）</p> <p>第1 この契約による工事の施工者（以下「乙」という。）は、この契約による工事を施工するに当たり、個人情報（特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報をいう。）を含む。以下同じ。）を取り扱う際には、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。（施工者の義務）</p> <p>第2 乙及びこの契約による工事に従事している者又は従事していた者（以下「乙の従事者」という。）は、当該工事を施工するに当たり、個人情報を取り扱うときは、四日市市個人情報保護条例（平成11年四日市市条例第25号。以下「条例」という。）第11条に規定する義務を負う。</p> <p>2 乙は、乙の従事者を指揮監督しなければならない。（秘密の保持）</p> <p>第3 乙及び乙の従事者は、この契約による工事を施工するに当たって知り得た個人情報を当該工事を施工するために必要な範囲を超えて使用し、又は他人に知らせてはならない。</p> <p>2 乙は、乙の従事者が在職中及び退職後においても、前項の規定を遵守するように必要な措置を講じなければならない。（適正な管理）</p> <p>第4 乙は、この契約による工事に係る個人情報の漏えい、滅失又は改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 乙は、個人情報の適正な管理のため、管理責任者を置くものとする。</p> <p>3 管理責任者は、個人情報を取り扱う工事の従事者を必要な者に限定し、これらの従事者に対して、個人情報の管理方法等について適正な指導管理を行わなければならない。</p> <p>4 四日市市（以下「甲」という。）は、必要があると認めたときは、個人情報の管理状況等に関し、乙に対して報告を求め、又は乙の作業場所を実地に調査することができるものとする。この場合において、甲は乙に必要な改善を指示することができるものとし、乙は、その指示に従わなければならない。（収集の制限）</p> <p>第5 乙及び乙の従事者は、この契約による工事を施工するために、個人情報を収集するときは、当該工事を施工するためには必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。（再提供の禁止）</p> <p>第6 乙は、あらかじめ甲の承諾があった場合を除き、この契約による工事に係る個人情報を第三者に再提供してはならない。</p> <p>2 乙は、前項の承諾により再提供する場合は、再提供先における個人情報の適正な取り扱いのために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>3 前項の場合において、乙は、再提供先と本注意事項に準じた個人情報の取り扱いに関する契約を交わすものとする。（複写、複製の禁止）</p> <p>第7 乙及び乙の従事者は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、この契約による工事を施工するに当たって、甲から提供された個人情報が記録された資料等（以下「資料等」という）を複写し、又は複製してはならない。（持ち出しの禁止）</p> <p>第8 乙及び乙の従事者は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、資料等（複写又は複製したもの）を含む。第9において同じ。）を契約書に指定された作業場所から持ち出さなければならない。</p> <p>2 甲及び乙は、乙が前項の指示又は承諾により資料等を持ち出す場合、その内容、期間、持ち出し先、輸送方法等を書面により確認するものとする。</p> <p>3 前項の場合において、乙は、資料等に施錠又は暗号化等を施して関係者以外の者がアクセスできないようにするとともに、資料等を善良なる管理者の注意をもって保管又は管理し、漏えい、滅失及び損傷の防止その他適切な管理を行わなければならない。（資料等の返還）</p> <p>第9 乙は、この契約による工事を施工するに当たって、甲から提供された個人情報が記録された資料等を、当該工事の終了後速やかに甲に返還、又は引き渡さなければならない。ただし、甲の指示により廃棄、又は消去する場合を除く。</p> <p>2 前項の廃棄又は消去は、次の各号に定めるほか、他に漏えいしないよう適切な方法により行うものとする。</p> <p>(1) 紙媒体 シュレッダーによる裁断</p> <p>(2) 電子媒体 データ完全消去ツールによる無意味なデータの上書き、もしくは媒体の破碎</p> <p>3 乙は、第6の規定により甲の承諾を得てこの契約による工事に係る個人情報を第三者に再提供したときは、当該工事の終了後速やかに当該第三者から資料等を回収のうえ甲に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、甲の指示により、乙又は第三者が資料等を廃棄し、又は消去する場合を除く。</p> <p>4 前項ただし書の規定により、第三者が資料等を廃棄し、又は消去する場合においては、乙は、当該資料等が廃棄、又は消去されたことを直接確認しなければならない。（研修・教育の実施）</p> <p>第10 乙は、乙の従事者に対し、個人情報の重要性についての認識を深めるとともに、この契約による工事における個人情報の適正な取り扱いに資するための研修・教育を行うものとする。（罰則等の周知）</p> <p>第11 乙は、条例第44条、第45条、第47条及び第48条に規定する罰則適用について、乙の従事者に周知するものとする。（苦情の処理）</p> <p>第12 乙は、この契約による工事の施工に当たって、個人情報の取り扱いに関して苦情があったときは、適切かつ迅速な処理に努めるものとする。（事故発生時における報告）</p> <p>第13 乙は、この個人情報取扱注意事項に違反する事故が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。（契約解除及び損害賠償）</p> <p>第14 甲は、乙又は乙の従事者がこの個人情報取扱注意事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。</p>			
--	--	--	--



配置図 S=1/300

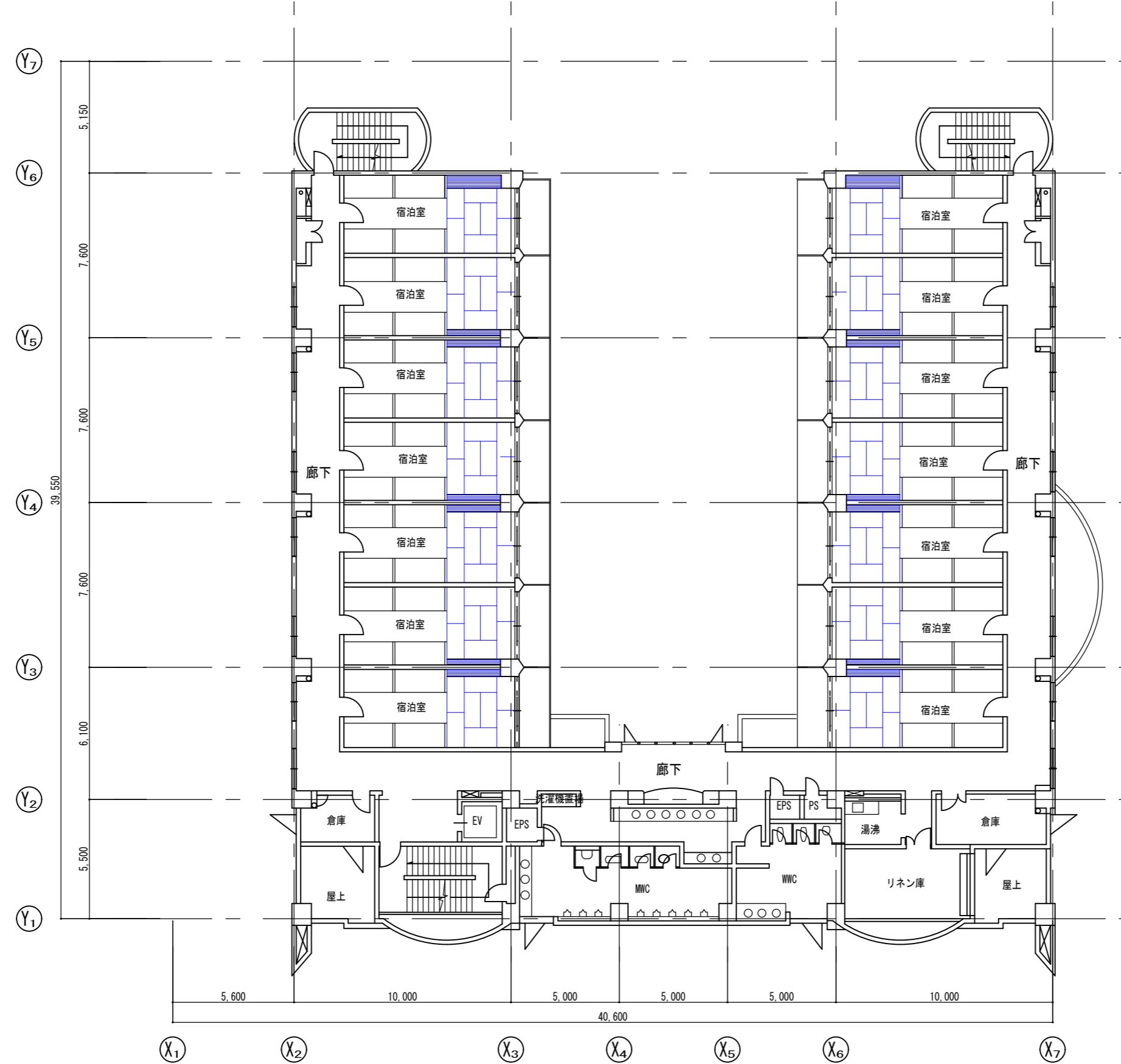


1階平面図 S:1/150



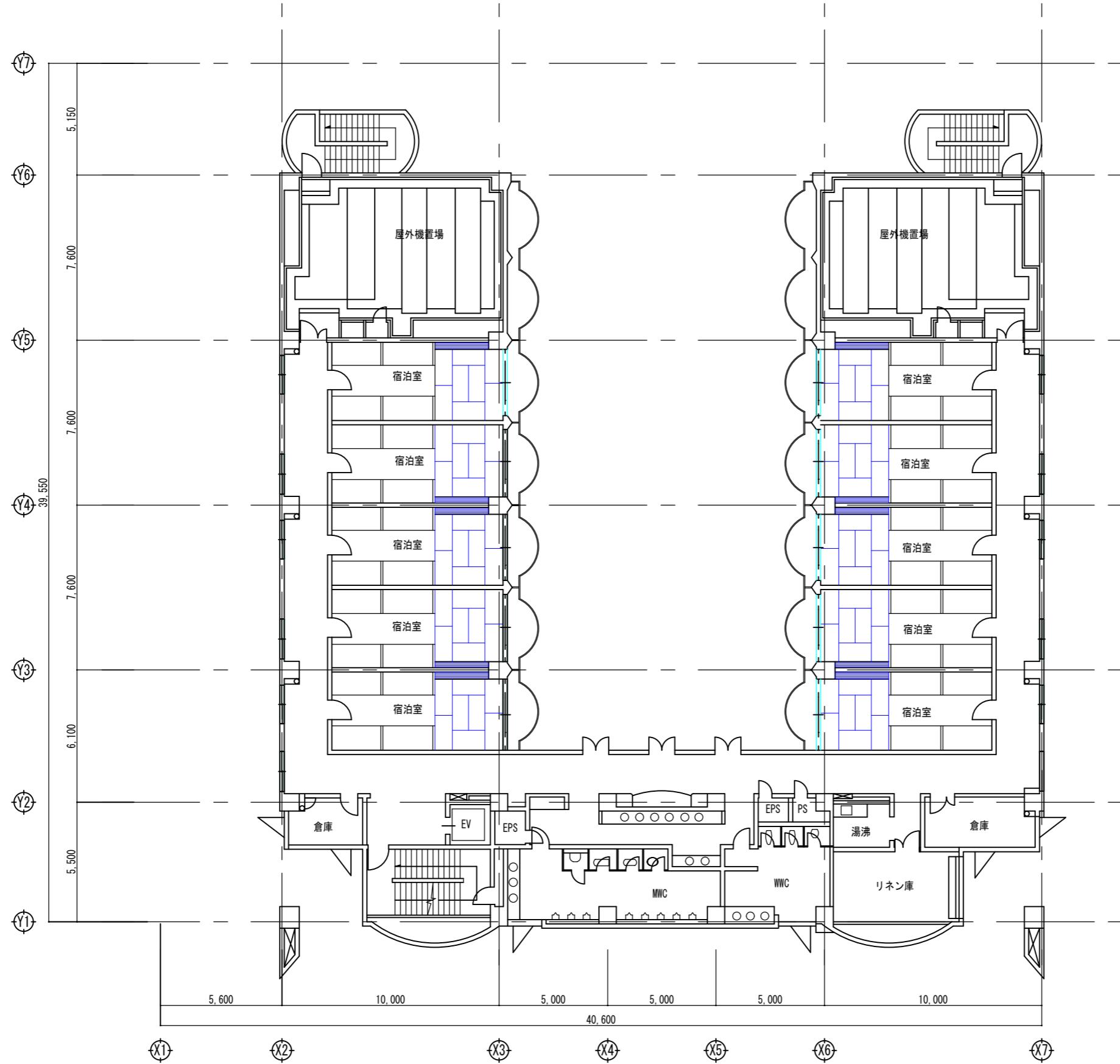
2階平面図

S:1/150



3階平面図

S:1/150



4階平面図

S:1/150

霞ヶ浦会館 改修工事

設計図

仕様書

I. 工事概要

1. 工事場所 四日市市大字羽津甲5162番地の1 地内

2. 建物概要

建物名	構造	階数	建築基準法による延べ面積(m ²)	消防法施行令別表第一	備考
霞ヶ浦会館	R.C造	4階			

3. 工事種目(○印の付いたものを適用する)

工事種目	工事種別
工事機器改修	霞ヶ浦会館
換気設備改修	改修一式
排煙設備改修	
自動制御設備	
衛生器具設備	
給水設備	
排水設備	
給湯設備	
消防設備	
厨房設備	
ガス設備	
雨水利用設備	
排水処理設備	
浄化槽設備	
撤去工事	改修一式

4. 指定部分 ○無 有(部位 : 指定部分工期 令和 年 月 日)

II. 工事仕様

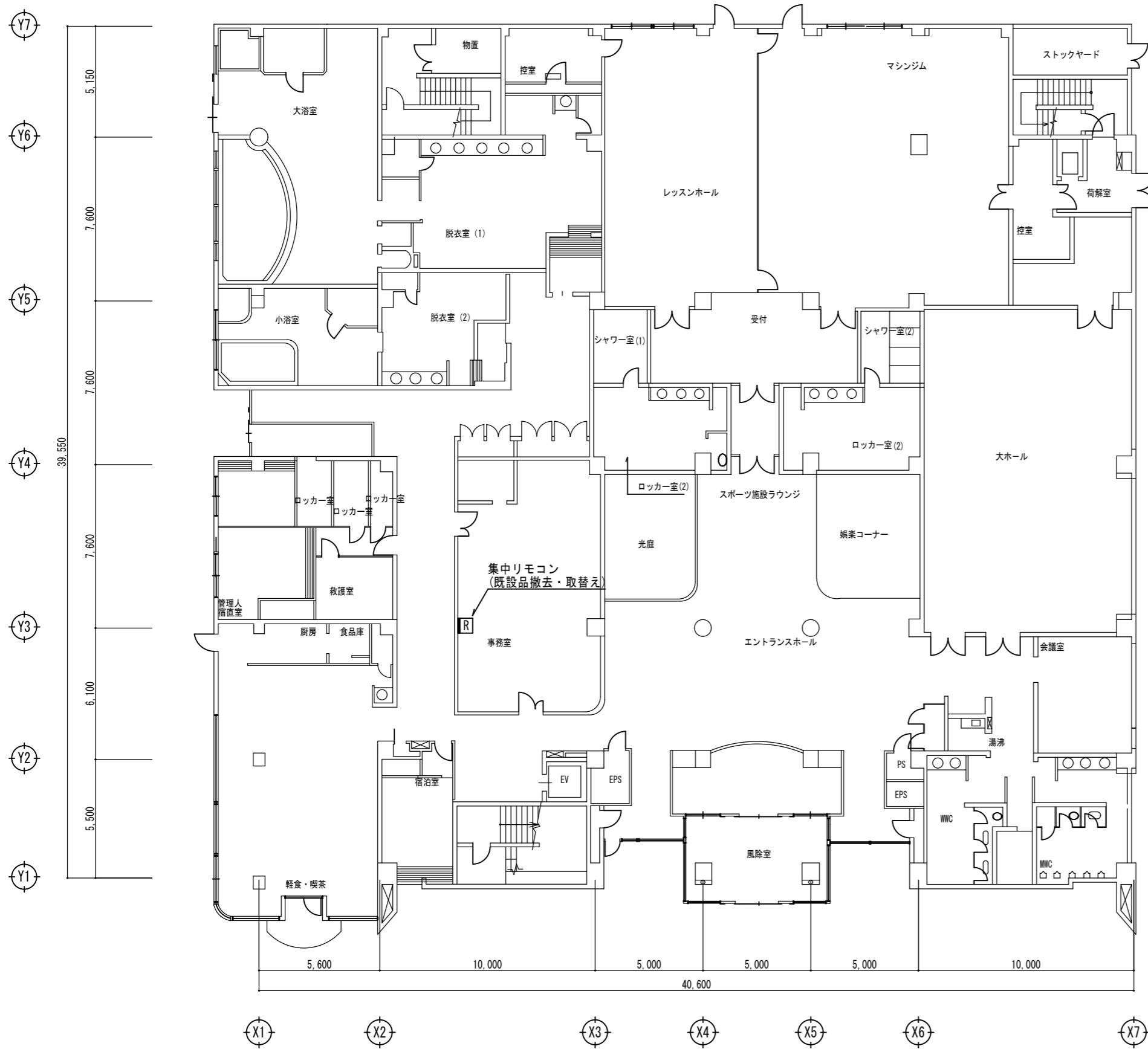
1. 共通仕様
 ○印の付いたものを適用する。
 ○印の付いたものは「標準仕様書」。
 ○印の付いたものは「改修標準仕様書(機械設備工事編)」。
 ○印の付いたものは「改修標準仕様書(機械設備工事編)」。
 ○印の付いたものは「改修標準仕様書(機械設備工事編)」。

2. 特記仕様
 草、項目及び特記事項は、○印の付いたものを適用する。

章	項目	特記事項
一般共通事項	① 環境への配慮	(1) 建築物内部に使用する材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有すると共に、次の①から④を満たすものとする。 ①合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、壁紙、接着剤、保溫材、緩衝材、断熱材、塗料、仕上塗材は、アセトアルデヒド及びステレンを発散しない又は発散が極めて少ない材料で、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分に応じた材料を使用する。 ②接着剤及び塗料は、トルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する。 ③接着剤は、可塑剤(タル酸ジ-n-ブチル及びタル酸ジ-2-エチルヘキシル等を含むない難燃性等の可塑剤を除く)が添加されていない材料を使用する。 ④①の材料を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器類は、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びステレンを発散しないか、発散が極めて少ない材料を使用したものとする。 (2) 設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分において、「規制対象外」とは次の①又は②に該当する材料を指し、同区分「第三種」とは次の③又は④に該当する材料を指す。 ①建築基準法施行令第20条の7第1項に定める第一種、第二種及び第三種ホルムアルデヒド発散建築材料以外の材料 ②建築基準法施行令第20条の7第4項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料 ③建築基準法施行令第20条の7第1項に定める第三種ホルムアルデヒド発散建築材料 ④建築基準法施行令第20条の7第3項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料
	② 材料・機材の品質等	(1) 本工事に使用する材料・機材等は、設計図書に定める品質及び性能の他、通常有すべき品質及び性能を有するものとする。 (2) 別表一に機材等が記載された製造業者等は、次の①から⑥すべての事項を満たすものとし、この証明となる資料又は外部機関が発行する品質及び性能等が評価されたことを示す書面を提出して監督職員の承諾を受ける。ただし、製造業者等が記載されているものは、証明となる資料等の提出を拒否することができる。 ①品質及び性能に関する検査データを整備していること。 ②生産施設及び品質の管理を適切に行っていること。 ③安定的な供給が可能であること。 ④法令等で認められ、認可、認定又は免許を取得していること。 ⑤製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。 ⑥販売、保守等の営業体制を整えていること。 (3) 「国等による環境物品質の調達等に関する法律」に基づく特定調達品目は判断の基準を満足せらるるものとする。
3 工事用仮設物	構内につくることが できる できない	
4 足場その他	別契約の関係受注者は定置したものは無償で使用できる。	
	・ 本工事で設置する。 「手すりや行工法に関するガイドライン」に基づく足場の設置に当たっては、同ガイドラインの別紙1「手すり行工法による足場の組立て等に関する基準」における2の(2)手すり設置方式又は(3)手すり行工法方式により行う。 ・ 内部足場等(・種・種・種) ・ 外部足場等(・種・種・種・種)	
5 建設発生土の処理	埋戻しの建設発生土は、監督職員が指示する構内の場所に敷きならしとする。 ・ 構外搬出過度処理とする。	
6 埋戻し土・盛土	根切り土の中の良質土・山砂の類 (地中埋設管まわりを除く)	
7 運転操作説明板	系統図、機器等の取り扱い方及び重要な定期点検項目を記載したアクリル樹脂製の板を機械室に設ける。説明板の大きさは、約 m ² とする。	
8 機材の承諾書	機械設備工事機材承諾書式集(平成25年版)によるほか、監督職員の指示による。	

9 総合調整	・ 本工事・別途 調整項目(測定箇所等は監督職員の指示による。) - 風量調整・水量調整・室外空気の温湿度の測定 - 室内空気流及びんじあいの測定・騒音の測定・飲料水の水質の測定
10 電動機	換気扇、圧力扇及び標準仕様書に記載なく特記のないものの電動機の保護規格は、製造者規格による標準品としてよい。 - 50Hz ○ 60Hz
11 電源周波数	(1) 機器類の能力、容量等は表示された数値以上とする。 (2) 電動機出力、燃料消費量、圧力損失等は、原則として表示された数値以下とする。 設備機器の固定は次によるほか、建築設備耐震設計・施工指針 2014 年版(独立行政法人建築研究所監修)による。(100kg以上の機器を対象とする。)
12 容量等の表示	(1) 設計用水平地震力は、機器の質量(自由質量を有する水槽等の他の荷物にあっては有效質量)に、地域係数1.0及び次に示す設計用標準水平震度を乗じたものとする。 設計用標準水平震度
13 耐震措置	・ 本構造・別途 規格による標準品としてよい。
14 地中埋設機器等	・ 上層階・屋上及び塔屋 (1) 機器種別 (2) 機器種別 (3) 機器種別 (4) 機器種別 (5) 機器種別 (6) 機器種別 (7) 機器種別 (8) 機器種別 (9) 機器種別 (10) 機器種別 (11) 機器種別 (12) 機器種別 (13) 機器種別 (14) 機器種別 (15) 機器種別 (16) 機器種別 (17) 機器種別 (18) 機器種別 (19) 機器種別 (20) 機器種別 (21) 機器種別 (22) 機器種別 (23) 機器種別 (24) 機器種別
15 絶縁継手	・ 上層階・屋上及び塔屋 (1) 電線類 (2) 天井仕上区分 (3) 吊り及び支持 (4) 施工調査 (5) 非破壊検査等 (6) 既存躯体への穿孔 (7) 評験 (8) 電線類 (9) 天井仕上区分 (10) 吊り及び支持 (11) 施工調査 (12) 非破壊検査等 (13) 既存躯体への穿孔 (14) 評験 (15) 24工事又は他工種との取扱い
16 塗装	・ 露出機器の塗装仕上げは下記による。 - 屋外 : ドレン管 (・ 指定色塗装 ・) - 屋内 : EPS、ビット漆を除く露出配管、電線管類 (・ 指定色塗装 ・) 下記の保温を施さない亜鉛メッキを施したダクト及び配管は、塗装を行わない。 - 機械室・倉庫 : 電気室
17 電線類	電線及びケーブルの規格は標準仕様書第4編1. 5. 1表4. 1. 11による。 () 書きの室名は直天井を示し、その他は二重天井を示す。 (1) (・ 構内・空間・土間) の吊り金物・支持金物類はステンレス鋼製(SUS304)とする。 - はつり工事及び穿孔作業を行う場合は、事前に走査式埋設物調査を行うこと。 - 石膏板有分析調査(定性分析により石綿が含有されている場合は、定量分析を実施する。) - 既設埋設配管等を切斷または接続する場合は、事前に試掘調査を行うこと。
18 天井仕上区分	構造等の機器はつり屋は、非破壊検査等による設置物の調査を行い、監督職員に報告書を提出する。なお、放射線透過検査による場合は特記とし、撮影枚数は、1枚以上/部位とする。
19 吊り及び支持	穿孔機器を使用し、既存躯体に穿孔する場合は、金属探知により電源供給が停止できる付属装置等を用いて施工する。
20 施工調査	(1) 各種配管の試験は、新設配管に適用する。 (2) 新設配管は、既設配管との接続前に試験を行う。 給水管の水道用硬質塗化ビニル管HIVPは0.75MPaでの耐圧試験とする。
21 非破壊検査等	上記(2)により難く、既設配管との接続の場合は、監督職員の承諾を得れば、漏れ、詰まりがない事を目視での確認で良いこととする。 既設配管は保温、埋設直前に、 給水給湯系: 24時間常圧耐圧確認 排水系: 通水確認
22 既存躯体への穿孔	・ 既設配管等の管の直径は、垂直方向に5m以上ある場合、配管から直接1箇所以上固定すること。 - 設ける - 設けない
23 評験	・ 本体は、非アスファルト・モルタル・エポキシ樹脂)により保護を行う。 - 空気調和機及び吸込み側及び吐出側に接続するチャンバーの板厚は、1.2mm以上とする。 - 冷媒管の外装の種別は(・ 図示による ・)
24 他工事又は他工種との取扱い	・ 冷媒管は、製造者の標準仕様による。ただし、断熱材被覆管の断熱材厚さは、液管を10mm以上、ガス管を20mm以上とする。 - 液管の呼び径は9.52mm以下の断熱材厚さは8mmとしてよい。 屋外露出部分は(・ ステンレス鋼板・着色亜鉛鉄板・合成樹脂製カバー・保溫化粧ケース)によるラッピングを行う。 屋内露出部分は(・ ステンレス鋼板・着色亜鉛鉄板・合成樹脂製カバー・保溫化粧ケース)によるラッピングを行う。 保溫化粧ケースを除き、保溫材にて整髪を行う。 冷媒管の耐圧試験は24時間メーク一推進圧力で行う 冷媒管の定位管は、垂直方向に5m以上ある場合、配管から直接1箇所以上固定すること。 - 設ける - 設けない
1 設計用温湿度	・ 外気 (地区名・津) 温度(DB) 湿度(RH) 温度(DB) 湿度(RH) 温度(DB) 湿度(RH) 温度(DB) 湿度(RH)
2 銀板製煙道	伸縮維手、掃除口及びばいじん量測定口の位置は図示による。
3 ダクト	・ 低圧ダクト (・ コーナーボルト工法(長辺の長さが1500mm以下の部分)) - アングルランジ工法とする。 - 高圧1ダクトの適用範囲は図示による。
4 風量測定口	・ ステンレスダクト及び塗化ビニルダクトの仕様及び適用範囲は図示による。
5 チャンバー	取り付け箇所は図示による。
6 ダンパー	(1) 防火ダンパー 復帰方式 (・ 遠隔 ・) (2) ビートダンパー 復帰方式 (・ 遠隔 ・)
7 配管材料	(1) 冷温水管 (2) 冷温水管 (3) 油管 (4) 蒸気管 給気管 (5) 高温水管 (6) 防振管、空気抜き管、 (7) 冷却管 (8) ドレーパイプ (9) 油面制御装置 (10) 保温及び消音内貼り (11) バッケージ型空気調和機 (12) ばいじん量測定口 (13) ばいじん量測定口 (14) チャンバー等 (15) 吹出口・吸込口 (16) 保温・塗装 (17) 暫間流量計 (18) 圧力計・温度計 (19) 機器基礎 (20) 形鋼振れ止め (21) 吊機器の振れ止め
8 弁類	・ ばいじん量測定口の端子は設ける。 なお、フロートスイッチ部と制御部の配管は製造者の標準仕様とする。
9 油面制御装置	・ 遠リダクト (R Aダクト) (保温範囲は、図示による。) - 外気取り入れダクト (O Aダクト) (保温範囲は、図示による。) - 能張管(ヨリボーラ)等への補給水管の保温は、標準仕様書第2編3. 1. 4の温水管の項目による。
10 保温及び消音内貼り	・ 建物内の空気抜き管の保温は、標準仕様書第2編3. 1. 4の温水管の項目による。 - 空気熱交換機及びファンコイルユニットの排水管の保温は、標準仕様書第2編3. 1. 5の排水管の項目による。 - 冷媒管の外装の種別は(・ 図示による ・)
11 パッケージ型空気調和機	・ 冷媒管は、製造者の標準仕様による。ただし、断熱材被覆管の断熱材厚さは、液管を10mm以上、ガス管を20mm以上とする。 - 液管の呼び径は9.52mm以下の断熱材厚さは8mmとしてよい。 屋外露出部分は(・ ステンレス鋼板・着色亜鉛鉄板・合成樹脂製カバー・保溫化粧ケース)によるラッピングを行う。 屋内露出部分は(・ ステンレス鋼板・着色亜鉛鉄板・合成樹脂製カバー・保溫化粧ケース)によるラッピングを行う。 保溫化粧ケースを除き、保溫材にて整髪を行う。 冷媒管の耐圧試験は24時間メーク一推進圧力で行う 冷媒管の定位管は、垂直方向に5m以上ある場合、配管から直接1箇所以上固定すること。 - 設ける - 設けない
12 ばいじん量測定口	・ ばいじん量測定口の端子は設ける。
13 ばいじん量測定口	・ ばいじん量測定口の端子は設ける。
14 チャンバー等	・ 本体は、非アスファルト・モルタル・エポキシ樹脂)により保護を行う。 - 空気調和機及び吸込み側及び吐出側に接続するチャンバーの板厚は、1.2mm以上とする。 - 内張りを施すチャンバーの表示寸法は、寸法 (・ 400 x 500H · 500 x 600H) の点検口を設ける。内張りを施すチャンバー等の表示寸法は、外形寸法とする。 アソメ形状吹出口接続用ボックスは、吹出口のネック径200mm以下は、400x400x250H、200mmを越えるものは、500x500x300Hとする。 - 鋼製 - アルミニウム製 - 木製
15 吹出口・吸込口	・ 外気取り入れダクトのうち暖房室、浴室及び厨房内を遮るダクトは保温を行う。
16 保温・塗装	・ 隔へいダクトのフランジ部(補強を含む)は厚さ 25 mmの保温材を重ね書きで行う。 - 隔へいダクトの呼び径は9.52mm以下の保温材厚さは+10 mm以上とする。 - 設ける(・ 排水部と指示部・休止形) ・ 設けない
17 暫間流量計	取付箇所は(・ ユニット形空気調和機と機器の接続部) ・ 冷温水ポンプ - ヘッダーの各送り管、ヘッダーの各返り管) とする。
18 圧力計・温度計	・ 暫間流量計を設けない場合は、ビトープ式流量計用タッピングのみを設ける。 取付箇所は前記による。
19 機器基礎	・ ポンプ基礎施工要領(四) 標準基礎 - 遠心冷凝機 基础施工要領(二) 標準基礎 - パッケージ形空気調和機 基础施工要領(三) 標準基礎 - 空気調和

項目	特記事項	項目	特記事項	・アスベスト含有物の取扱い																																																																		
ガス種別	都市ガス（供給者名：発熱量 MJ/m³ (N)） 液化石油ガス	一般共通事項 (2)		暴力団等による不当介入に関する事項 1. 契約の解除 四日市市の締結する契約等からの暴力団等排除措置（平成20年四日市市告示第22号） 第3条又は第4条の規定により、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札に支障が生じたり、納期等に遅れが生じるおそれがあるときには、業務発注所と協議を行うこと。 （3）(1)(2)の義務を怠ったときは、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止等の措置を講ずること。																																																																		
配管材料	都市ガス ガス事業者の供給規定による。 液化石油ガス (1) 一般：配管用炭素鋼管管 (白) (2) 地中：・ポリエチレン管・外面被覆钢管 (VL)	1 保険及び保証 建設工事保険（管理財物担保特約に加入）（保険証の写しを提出） 請負業者賠償責任保険（保険証の写しを提出） 保険期間は工事期間を原則とする。（必要に応じて延長するものとする。） 下記の保証について加入すること。 ・法定外労災補償制度（加入証明書の写しを提出） ・建設業退職共済制度（掛取納書を提出） 共済証紙購入額 請負額の0.5/1000以上 ただし、建設業退職金共済については請負額が500万円以上の場合とする。 ※他の退職金保険に入っている場合は、共済証紙の購入を要する。必要がない場合は保証の提出をもって共済証紙の購入を要とする。 ※契約変更により工事価格が上昇した場合は、不足分を追加購入すること。 工事請負額500万円以上の工事は、工事実績情報サービス(CORINS)に登録すること。 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律により、施工体制台帳の写しを提出のこと。 下記契約締結より、10日内に提出すること。変更時も同様とする。 資材購入及び工事の一部を下請業者にて施工する場合、業者の選定に際しては、できる限り市内業者を優先されること。	2. 暴力団等による不当介入を受けたときの義務 （1）不当介入には、断固拒否するとともに、速やかに警察へ通報並びに業務発注所へ報告し、警察より捜査協力をを行うこと。 （2）契約の履行において、不当介入を受けたことにより、業務遂行に支障が生じたり、納期等に遅れが生じるおそれがあるときには、業務発注所と協議を行うこと。 （3）(1)(2)の義務を怠ったときは、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止等の措置を講ずること。																																																																			
充てん容器	別途 (・ 50kg ・) × 4本	2 建設共済等	3 工事実績情報の登録 4 施工体制台帳の提出	3 塗装工事の除去 アスベスト含有仕上塗材の除去 アスベスト含有仕上塗材の有無・有・無 除去仕上塗材 () 含有場所 () アスベスト含有仕上塗材の除去（除工法、粉じん飛散防止措置、呼吸用保護具・保護衣等）については、「建築物の改修、解体時における石綿含有建築用仕上塗材からの石綿粉じん飛散防止技術指針」による。 アスベスト含有箇所・吹付主剤・下地調整材（吹付仕上）・下地調整材（ローラー仕上） 吹付主剤、下地調整材（吹付仕上）はアスベスト含有吹付け材、下地調整材（ローラー仕上）はアスベスト含有成形板として扱う。 撤去の範囲・全面撤去・塗外壁補修等作業箇所のみ撤去・図示による 外壁補修等作業は足場アンカー設置、コア抜き、機器及び配管、配線器具類の固定等鞋底な作業を示す。 除工法 吹付主剤、下地調整材（吹付仕上）の除去 ・集じん装置付高圧洗浄工法・集じん装置付超高压洗浄工法・超音波ケレン工法 ・剥離材併用高圧洗浄工法・剥離材併用超高压洗浄工法・剥離材併用手工具ケレン工法 ・剥離材併用超音波ケレン工法・集塵装置付ディスククリーナーケレン工法 上記工法によらない場合は監督職員と協議の上、承諾を得ること。 下地調整材（ローラー仕上）の除工法と同等とする。 除工法の試験施工・行う・行わない 作業場の隔離及び養生 ※「建築物の改修、解体時における石綿含有建築用仕上塗材からの石綿粉じん飛散防止技術指針」による ・隔離養生不要・その他() 官公署等への届出 労働安全衛生法に基づく届出・行う・行わない 石綿障害予防規則に基づく届出・行う・行わない 大気汚染防止法に基づく届出・行う・行わない アスベスト粉じん濃度測定・行う（試験施工時）・行わない 測定期場所・施行区画周辺又は、敷地境界・図示による 測定点・2方向各1点 (注) 試験施工時に濃度測定を行い、結果を監督職員へ提出すること。 なお、アスベストの危険が確認された場合は、除工法及び養生方法を再検討し、監督職員と協議すること。 アスベスト粉じん濃度測定方法 位相差顕微鏡 計数機器 メンブレンフィルタの直径 25mm 試料の吸引流量 51/min 試料の吸引時間 10分 試料の透明化 プラスチック溶離液 計数条件 計数アスベスト 計数アスベスト 定点観察 定点観察 直徑3μm未満、長さ5μm以上、長さ比3:1以上 直徑0.5 f/l 処分方法 ・埋立処分の場合は、特別管理産業廃棄物として、管理型最終処分場の一定の場所で埋立処分する。 ・中間処理の場合は、都道府県知事等から処置許可を受けた溶融施設において溶融又は環境大臣の認定を受けた無害化処理施設において無害化処理を行なう。 アスベスト含有保温材の有無・有・無 除去保温材 () 含有場所 () 作業場の隔離・行う・行わない ・埋立処分の場合は、特別管理産業廃棄物として、管理型最終処分場の一定の場所で埋立処分する。 ・中間処理の場合は、都道府県知事等から処置許可を受けた溶融施設において溶融又は環境大臣の認定を受けた無害化処理施設において無害化処理を行なう。 アスベスト含有成形板の有無・有・無 除去成形板 () 含有場所 () 作業場の隔離・行う・行わない 処分方法・埋立処分 ・アスベストの中間処理に適する溶融施設 ・認定を受けた無害化処理施設 アスベスト含有シール材の有無・有・無 除去シール材 () 含有場所 () 作業場の隔離・行う・行わない 脱工法 温潤にて撤去を行い、過度に処分する事。 処分方法・埋立処分 ・アスベストの中間処理に適する溶融施設 ・認定を受けた無害化処理施設 本工事に配置管理させる者（有資格者） ・特定化学物質等作業主任者（H18.3.31以前の講習修了者） 又は石綿作業主任者（H18.4.1以降の講習修了者） 7 特記事項	暴力団等による不当介入に関する事項 1. 契約の解除 四日市市の締結する契約等からの暴力団等排除措置（平成20年四日市市告示第22号） 第3条又は第4条の規定により、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札に支障が生じたり、納期等に遅れが生じるおそれがあるときには、業務発注所と協議を行うこと。 （2）契約の履行において、不当介入を受けたことにより、業務遂行に支障が生じたり、納期等に遅れが生じるおそれがあるときには、業務発注所と協議を行うこと。 （3）(1)(2)の義務を怠ったときは、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止等の措置を講ずること。																																																																	
充てん容器	標準図（液化石油ガス容器通り配管要領）による 4本組。	5 転倒防止等	標準図（液化石油ガス容器転倒防止施工要領）の (- (a) - (b)) による。	<喫煙に関する事項> 学校敷地内はすべて禁煙とし、敷地周辺の路上等においても禁煙に努めること。 <現場代理人に関する事項> 工場製作期間中等に現場代理人の常駐を解除する場合は、その期間に応じた経費の減額変更を行う。 <臨時検査> 設計金額3000万円以上の工事は、四日市市検査規程第8条第6項の規定により発注者が随時検査を求めた場合、監督員の指示に従い受験すること。																																																																		
集合装置		6 メーター	・親メーター（貸与品） (- 直流式・パルス式（パルス発信器は・買い取り）) ・子メーター（買い取り） (- 直流式・パルス式)	個人情報の取り扱いに関する事項 この契約による業務を行うに当たり個人情報（特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報をいう。）を含む。）を取り扱う場合は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。																																																																		
充てん容器	別途 (- 50kg ・) × 4本	7 ガス漏れ警報器	・本工事（図示による。） - 別途工事	（基本事項） 1 この契約による工事の施工者（以下「乙」という。）は、この契約による工事を施工するに当たり、個人情報（特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報をいう。）を含む。）を取り扱う際には、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。																																																																		
集合装置	標準図（液化石油ガス容器通り配管要領）による 4本組。	8 漏洩検知装置	・要・不要	（施工者の義務） 2 乙及びこの契約による工事に従事している者又は従事していた者（以下「乙の従事者」という。）は、当該工事を施工するに当たり、個人情報を取り扱うときは、四日市市個人情報保護条例（平成11年四日市条例第25号。以下「条例」という。）第11条に規定する義務を負う。																																																																		
転倒防止等	標準図（液化石油ガス容器転倒防止施工要領）の (- (a) - (b)) による。	9 電気防食	・要・不要	2 乙は、この契約による工事において個人情報が適正に取り扱われるよう乙の従事者を指揮監督しなければならない。 (秘密の保持) 3 第3乙及び乙の従事者は、この契約による工事を施工するに当たって知り得た個人情報を当該工事を施工するために必要な範囲を超えて使用し、又は他人に知らせてはならない。																																																																		
メーター	・親メーター（貸与品） (- 直流式・パルス式（パルス発信器は・買い取り）) ・子メーター（買い取り） (- 直流式・パルス式)	10 引込負担金等	・要・不要	4 第3乙及び乙の従事者は、この契約による工事を施工するに当たって知り得た個人情報を当該工事を施工するために必要な改善を指示することができるものとし、乙は、その指示に従わなければならない。 (収集の制限) 5 乙及び乙の従事者は、この契約による工事を施工するに個人情報を収集するときは、当該工事を施工するに必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。																																																																		
雨水利用設備	別図による。	11 工事記録		5 第6乙は、あらかじめ甲の承諾があった場合を除き、この契約による工事に係る個人情報を第三者に再提供してはならない。 2 乙は、前項の承諾により再提供する場合は、再提供先における個人情報の適正な取り扱いのために必要な措置を講じなければならない。 3 前項の場合において、乙は、再提供先と本注意事項に準じた個人情報の取り扱いに関する契約を交わすものとする。 (複数の甲の承諾) 6 第7乙及び乙の従事者は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、この契約による工事を施工するに当たって、甲から提供された個人情報が記録された資料等（以下「資料等」という。）を複数し、又は複製してはならない。																																																																		
排水処理設備	別図による。	12 仕様等	別図による。	7 第8乙及び乙の従事者は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、資料等（複数しまたは複数の甲の承諾）を複数し、又は複製してはならない。 2 甲及び乙は、乙が前項の指示又は承諾により資料等を手渡す場合、その内容、期間、持ち出し先、輸送方法等を書面により確認するものとする。 3 前項の場合において、乙は、資料等に施錠又は暗号化等を施して関係者以外の者がアクセスできないようにするとともに、資料等を善良な管理者の注意をもって保管又は管理し、漏洩、滅失及び損傷の防止その他適切な管理を行なわなければならない。 (資料等の返却) 9 第9乙は、この契約による工事を施工するに当たって、甲から提供された個人情報が記録された資料等を、当該工事の終了後速やかに甲に返却し、又は引き渡さなければならない。ただし、甲の指示により廃棄し、又は消去する場合を除く。 2 前項ただし書の規定により、第三者が資料等を廃棄し、又は消去する場合においては、乙は、当該資料等が廃棄、又は消去されたことを直接確認しなければならない。 (研修・教育の実施) 10 第10乙は、乙の従事者に對し、個人情報の重要性についての認識を深めるとともに、この契約による工事における個人情報の適正な取り扱いに資するための研修・教育を行うものとする。 (罰則等の周知) 11 第11乙は、条例第44条、第45条、第47条及び第48条に規定する罰則適用について、乙の従事者に周知するものとする。 (苦情の処理) 12 第12乙は、この契約による工事の施工に当たって、個人情報の取り扱いに関して苦情があったときは、適切かつ迅速な処理に努めるものとする。 (事故発生時における報告) 13 第13乙は、この個人情報取扱い注意事項に違反する事故が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。 (契約解除及び損害賠償) 14 第14甲は、乙又は乙の従事者がこの個人情報取扱い注意事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求ができる。																																																																		
冷媒（ワコン類）の回収	冷媒機等の撤去に伴う冷媒の回収方法は改修機車仕様による。	13 仕様等	別図による。																																																																			
冷媒（ワコン類）の回収	冷媒機の回収にあたっては、監督職員に次の書類を提出する。 (ア) 第一種フロン類回収業者登録通知書の写し (イ) フロン類回収証明書	14 支持金物等	別図による。																																																																			
発生材の処理	・引き渡しを要するものは、金属類 (- 機器・ダクト・配管・その他の金物) 、 (-) とする。	15 防振吊り金物及防振支持金物	別図による。																																																																			
引渡しを要するもの以外	構外搬出適切処理とする。	16 取扱い	・防振継手 ・可搬継手 ・管の防食																																																																			
発生材の処理	廃棄物管理票（マニュフェスト）確認表を作成し、監督員にA票及びD票もしくはE票もしくはF票の確認を受けるものとする。	17 保溫材	別図による。																																																																			
特別管理産業廃棄物	特別管理産業廃棄物 (PCB使用機器) PCB使用機器は、関係法令に従い適切に処置する。	18 保溫材	再使用又は資源化を図るもの																																																																			
淨化槽設備工事	1 汽化槽及び構造 2 处理能力 3 本体構造 4 放流水質 5 マンホールふた 6 スラブ負荷重 7 排水方式	19 施工図等の取扱い	20 既設との取合 21 スリープ 22 管の支持 23 施工条件	24 施工図等の取扱い 25 既設との取合 26 施工条件	27 特記事項	28 保溫外装材 29 施工図等の取扱い 30 既設との取合 31 施工条件	32 特記事項	33 保溫外装材 34 施工図等の取扱い 35 既設との取合 36 施工条件	37 特記事項	38 保溫外装材 39 施工図等の取扱い 40 既設との取合 41 施工条件	42 特記事項	43 保溫外装材 44 施工図等の取扱い 45 既設との取合 46 施工条件	47 特記事項	48 保溫外装材 49 施工図等の取扱い 50 既設との取合 51 施工条件	52 特記事項	53 保溫外装材 54 施工図等の取扱い 55 既設との取合 56 施工条件	57 特記事項	58 保溫外装材 59 施工図等の取扱い 60 既設との取合 61 施工条件	62 特記事項	63 保溫外装材 64 施工図等の取扱い 65 既設との取合 66 施工条件	67 特記事項	68 保溫外装材 69 施工図等の取扱い 70 既設との取合 71 施工条件	72 特記事項	73 保溫外装材 74 施工図等の取扱い 75 既設との取合 76 施工条件	77 特記事項	78 保溫外装材 79 施工図等の取扱い 80 既設との取合 81 施工条件	82 特記事項	83 保溫外装材 84 施工図等の取扱い 85 既設との取合 86 施工条件	87 特記事項	88 保溫外装材 89 施工図等の取扱い 90 既設との取合 91 施工条件	92 特記事項	93 保溫外装材 94 施工図等の取扱い 95 既設との取合 96 施工条件	97 特記事項	98 保溫外装材 99 施工図等の取扱い 100 既設との取合 101 施工条件	102 特記事項	103 保溫外装材 104 施工図等の取扱い 105 既設との取合 106 施工条件	107 特記事項	108 保溫外装材 109 施工図等の取扱い 110 既設との取合 111 施工条件	112 特記事項	113 保溫外装材 114 施工図等の取扱い 115 既設との取合 116 施工条件	117 特記事項	118 保溫外装材 119 施工図等の取扱い 120 既設との取合 121 施工条件	122 特記事項	123 保溫外装材 124 施工図等の取扱い 125 既設との取合 126 施工条件	127 特記事項	128 保溫外装材 129 施工図等の取扱い 130 既設との取合 131 施工条件	132 特記事項	133 保溫外装材 134 施工図等の取扱い 135 既設との取合 136 施工条件	137 特記事項	138 保溫外装材 139 施工図等の取扱い 140 既設との取合 141 施工条件	142 特記事項	143 保溫外装材 144 施工図等の取扱い 145 既設との取合 146 施工条件	147 特記事項	148 保溫外装材 149 施工図等の取扱い 150 既設との取合 151 施工条件	152 特記事項	153 保溫外装材 154 施工図等の取扱い 155 既設との取合 156 施工条件	157 特記事項	158 保溫外装材 159 施工図等の取扱い 160 既設との取合 161 施工条件	162 特記事項	163 保溫外装材 164 施工図等の取扱い 165 既設との取合 166 施工条件	167 特記事項	168 保溫外装材 169 施工図等の取扱い 170 既設との取合 171 施工条件	172 特記事項	173 保溫外装材 174 施工図等の取扱い 175 既設との取合 176 施工条件	177 特記事項	178 保溫外装材 179 施工図等の取扱い 180 既設との取合 181 施工条件	182 特記事項	183 保溫外装材 184 施工図等の取扱い 185 既設との取合 186 施工条件	187 特記事項	188 保溫外装材 189 施工図等の取扱い



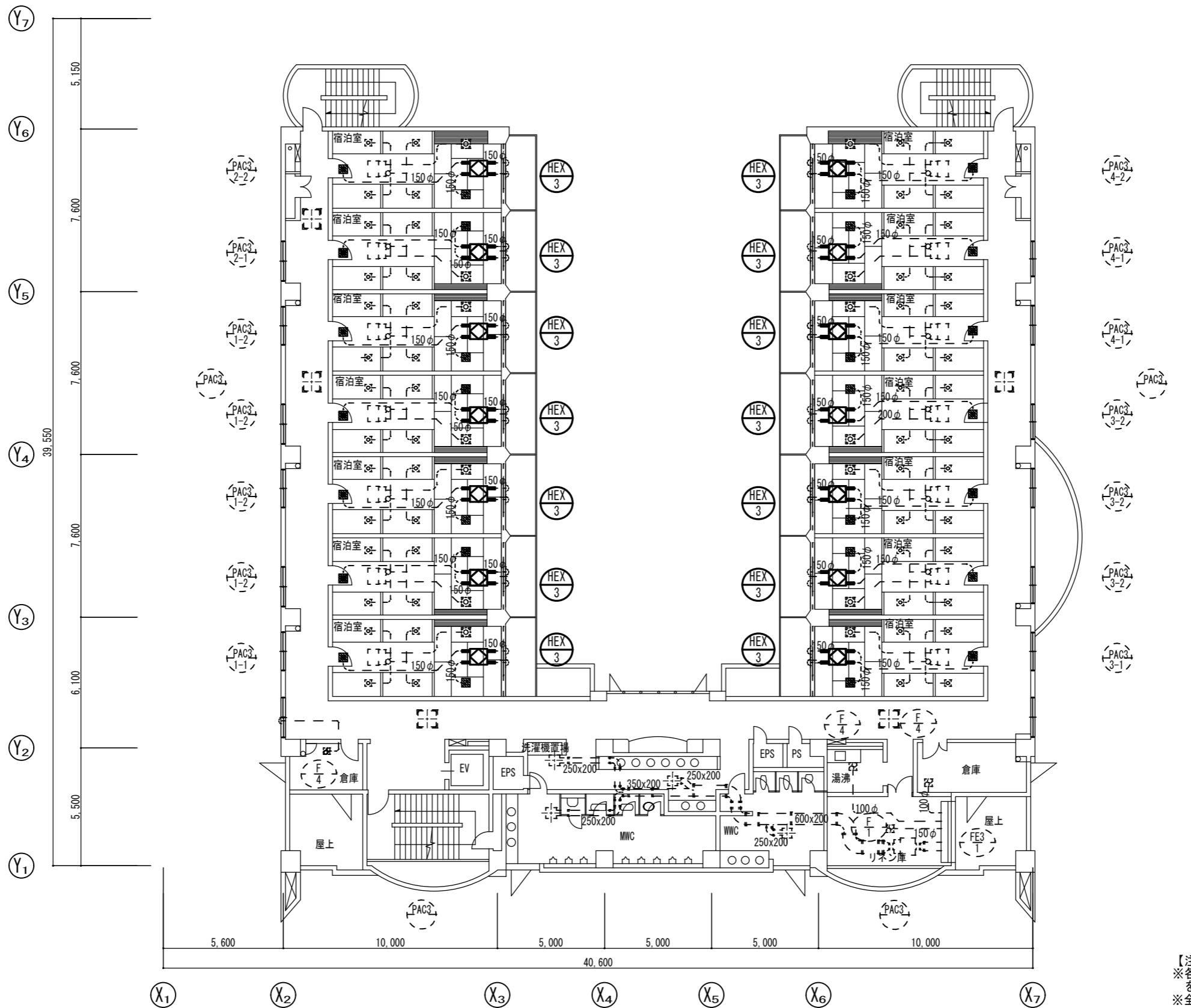
1階換気設備図

S:1/150

換気機器表

記号	名称 参考型番	仕様	電源(60Hz)			台数	設置場所	備考
			相 (φ)	電圧 (V)	消費電力 (W)			
HEX-3	全熱交換ユニット (LGH-25RS) (三菱電機)	形 式：業務用 天井埋込形 サイズ：150 φ (ダクト接続サイズ) 風 量： 180.0 m ³ /h 80.0 Pa 付 属 品：防振吊金物、リモコン(スイッチ)	1	100	(140)	24	3-4F 宿泊室	既設品撤去
HEX-3	全熱交換ユニット LGH-N25RX3 (三菱電機同等品)	形 式：業務用 天井埋込形 サイズ：150 φ (ダクト接続サイズ) 風 量： 180.0 m ³ /h 80.0 Pa 付 属 品：防振吊金物、ジニアスリモコン	1	100	142	24	3-4F 宿泊室	新設
集中リモコン	AE-200J (三菱電機同等品)	形 式：カラー液晶 タッチパネル操作 付 属 品：壁面外付ボックス	1	100	-200	1	1F 事務室	既設撤去の上 新設
						1		分電盤

※全熱交換器電源線・リモコン線は再接続する



宿泊室(各室)	
VHS 200x200	1
OA=180CMH	
BOX 400x400x200H	
GW25t 内貼	
PK N05	4
SA=105CMH	
BOX 300x300x200H	
GW25t 内貼	
C-2 #20	1
SA=420CMH	
BOX 400x400x200H	
GW25t 内貼	
HS 200x200	1
EA=180CMH	
BOX 400x400x200H	
GW25t 内貼	

洗濯機置場	
HS 350x350	1
EA=600CMH	
BOX 450x450x300H	
GW25t 内貼	

洗面室	
HS 350x350	1
EA=600CMH	
BOX 450x450x300H	
GW25t 内貼	

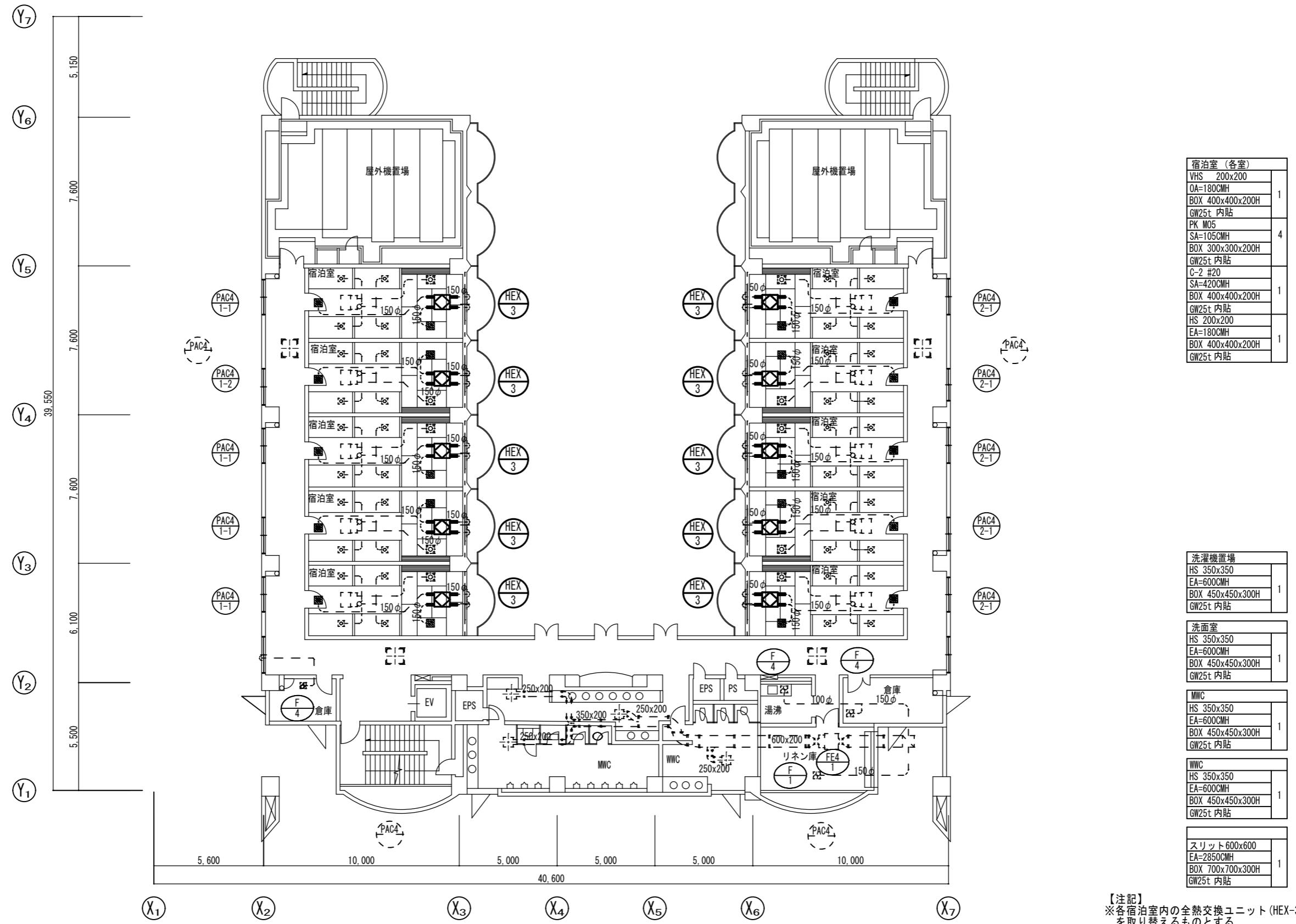
MWC	
HS 350x350	1
EA=600CMH	
BOX 450x450x300H	
GW25t 内貼	

WWC	
HS 350x350	1
EA=600CMH	
BOX 450x450x300H	
GW25t 内貼	

【注記】
 ※各宿泊室内の全熱交換ユニット(HEX-3)とリモコン(スイッチ)
 を取り替えるものとする。
 ※全熱交換器電源線・リモコン線は再接続する

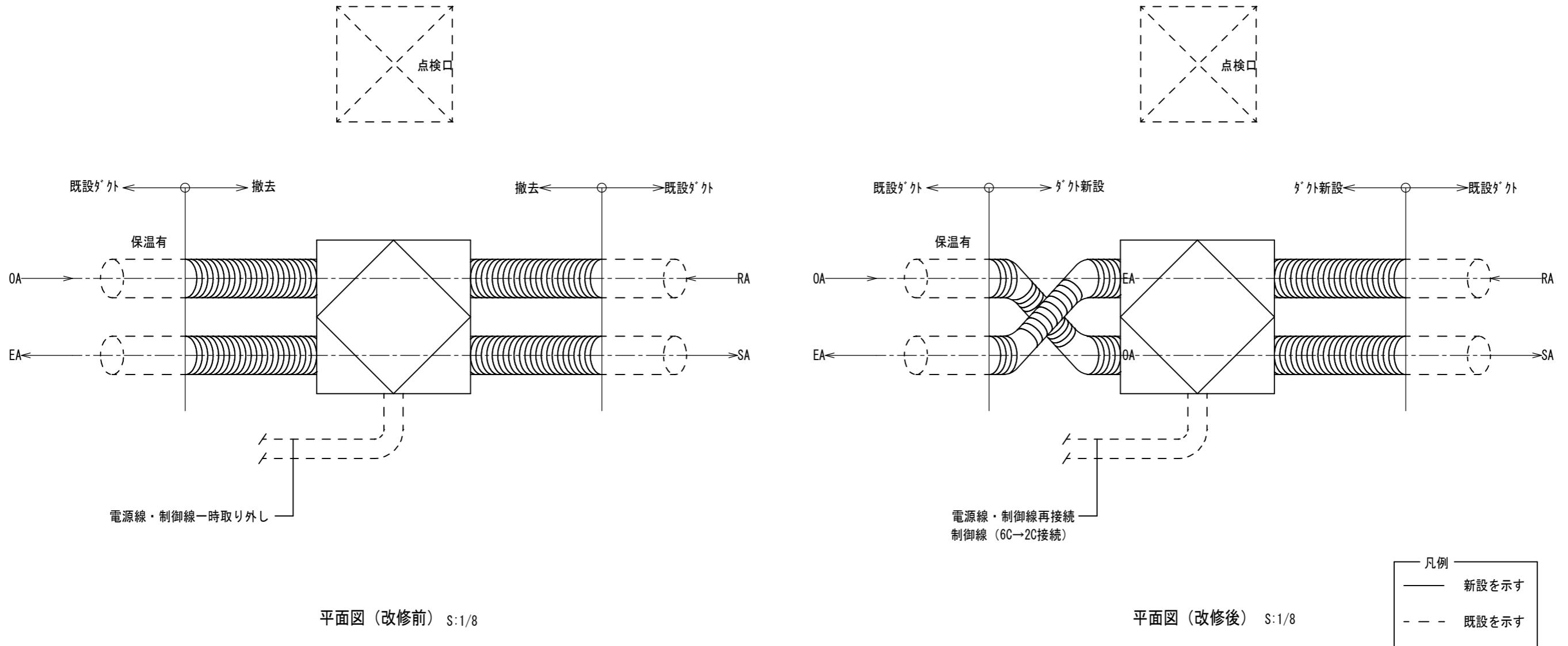
3階換気設備図

S:1/150



4階平面図・換気設備工事

S:1/150



機器更新要領図（全熱交換器）

※新設機器のダクト接続径が既設と異なる場合は
ダクト側に径違いコップルを設置する
※ルネガードは機器接続径と同径とする
※全熱交換器電源線・リモコン線は再接続する